

平成20年度

包括外部監査の結果報告書
【要約版】

教育委員会所管の指定管理者制度導入施設及び
いわて県民情報交流センターの管理・運営状況に
ついて

平成21年2月

岩手県包括外部監査人

公認会計士 久保直生

目 次

I	外部監査の概要.....	1
1.	外部監査の種類.....	1
2.	選定した特定の事件(テーマ).....	1
3.	監査対象期間.....	1
4.	監査対象部局等および施設.....	1
5.	特定の事件(テーマ)を選定した理由.....	2
6.	監査要点.....	3
(1)	指定管理者の選定手続きについて.....	3
(2)	施設の運営・管理について.....	3
7.	主な監査手続.....	3
(1)	監査対象施設の概要の把握.....	3
8.	外部監査の実施期間.....	5
9.	補助者.....	5
10.	利害関係.....	5
II	指定管理者制度.....	6
1.	県での指定管理者選定方法(意見).....	6
(1)	指定管理者の申請資格.....	6
(2)	選考基準および審査内容.....	6
(3)	指定管理業務の範囲について.....	7
(4)	利用料金制導入の可否について.....	8
(5)	指定管理者として指定する期間について.....	8
(6)	選定委員の選任について.....	9
(7)	選定委員の特点について.....	9
2.	県と指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団との資産管理の明確化について(意見).....	10
(1)	備品の管理について.....	10
(2)	指定管理料または利用料金収入で取得した資産について.....	10
3.	指定管理者制度導入による経費削減効果について(意見).....	11
(1)	教育委員会事務局スポーツ健康課所管施設.....	11
(2)	教育委員会事務局生涯学習文化課所管施設.....	11
4.	指定管理者のモニタリングについて(意見).....	11
(1)	県における指定管理者のモニタリングの概要.....	11

(2) 管理運営状況評価シートフォームの内容について	12
(3) 県の評価について.....	12
5. 管理運営状況評価シートによる各施設の評価について(意見)	12
(1) 県民会館	12
(2) 県立美術館	13
(3) 県立博物館	13
(4) 県立美術館、県民会館、県立博物館共通事項	13
6. スポーツ施設に対する評価の未実施(結果).....	14
III 各施設に関する監査の結果と意見	14
1. いわて県民情報交流センター.....	14
(1) いわて県民情報交流センターの存在意義(意見)	14
(2) 施設運営の評価・見直しについて(意見)	14
(3) 指定管理者からの収支報告について(意見)	15
(4) アイーナ施設の利用状況について(意見)	15
2. 岩手県立図書館.....	16
(1) 図書館の存在意義(意見)	16
(2) 物品の管理について(結果)	16
(3) 絵画について(結果)	17
3. 岩手県立美術館.....	17
(1) 美術館の存在意義(意見)	17
(2) 展示室以外の利用状況の向上について(意見)	17
(3) 特別展招待券の配布方法の見直し(意見)	18
(4) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)	18
(5) 委託管理業務に関する契約方法の見直し(意見)	19
(6) 清掃業務における入札業者指名基準(意見)	20
(7) 美術館友の会のモニタリングについて(意見).....	20
4. 岩手県立博物館.....	21
(1) 岩手県立博物館の存在意義(意見)	21
(2) 招待券について(意見)	21
(3) 入館料の減免について(意見)	21
(4) 警備・清掃委託業務(意見)	22
(5) 設備管理業務委託(結果)	22
5. 岩手県民会館	23
(1) 岩手県民会館の存在意義(意見)	23
(2) 会議施設の利用料金(意見)	23
(3) 財産管理について(結果)	23

(4) 防災設備保守業務委託(意見)	24
6. 岩手県営体育館	25
(1) 体育館の存在意義について(意見)	25
(2) 午前中の利用率について(意見)	25
(3) 給排水設備保守点検業務(結果)	25
(4) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)	26
(5) 施設利用の特別減免について(意見)	26
7. 岩手県営スケート場	27
(1) スケート場の存在意義(意見)	27
(2) キッズオンサタデーの開催日と効果について(意見)	27
(3) 運營業務委託契約(意見)	28
8. 岩手県営武道館	28
(1) 武道館の存在意義(意見)	28
(2) 早朝の利用状況(意見)	28
(3) 大道場の稼働率について(意見)	29
9. 岩手県営野球場	29
(1) 野球場の存在意義(意見)	29
(2) 利用料金設定について(意見)	29
(3) プロ野球開催の効果について(意見)	30
(4) 雨漏りについて(意見)	31
10. 岩手県営運動公園	31
(1) 運動公園の存在意義(意見)	31
(2) 交通公園指導業務委託契約(意見)	31
(3) 物品の管理不備(結果)	32

I 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項、ならびに岩手県包括外部監査契約書第7条に基づき包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

教育委員会所管の指定管理者制度導入施設及びいわて県民情報交流センターの管理・運営状況について

3. 監査対象期間

平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

ただし、必要と認められた範囲において平成18年度以前の各年度および平成20年度の業務についても監査対象とした。

4. 監査対象部局等および施設

対象部局等	対象施設
教育委員会事務局生涯学習文化課および各施設の指定管理者	岩手県立図書館 岩手県立美術館 岩手県立博物館 岩手県民会館
教育委員会事務局スポーツ健康課および各施設の指定管理者	岩手県営体育館 岩手県営スケート場

	岩手県営武道館 岩手県営野球場 岩手県営運動公園
地域振興部NPO・文化国際課および施設の指定管理者	いわて県民情報交流センター

5. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

公の施設に係る運営経費は一般的に地方公共団体の歳出において相当な割合を占めていると言える。岩手県においてもこれらの施設運営に係る支出のうち、指定管理者制度を導入している施設の指定管理料や委託料が、平成19年度で約46億円にのぼる水準となっている。施設が設置目的を達成しているか、運営が適切に行われているか、効率的に利用されているかについては、近年、特に住民の関心は高く、重要なテーマである。特に施設の建設や運営には多額の財政支出を伴うため、設置の決定に当たっては、適切な判断が求められるとともに、その後の管理を委託する団体等に対する委託料の支出についても、十分な検討が必要である。

また、平成15年の地方自治法の改正により、公の施設は、指定管理者制度に移行することが可能とされており、岩手県においても平成18年度から同制度を導入している。そのため、指定管理者選定手続の妥当性、制度の趣旨実現のための対応等、同制度の運用状況および成果の評価が必要となるものと判断した。

上記の理由から、平成19年度までにおいて指定管理者制度を導入している施設のうち、その所管数が多い教育委員会所管の指定管理者制度導入施設、さらには、平成18年に公共サービス提供の複合施設として整備された「いわて県民情報交流センター」の管理・運営状況について本年度の監査対象とした。

6. 監査要点

(1) 指定管理者の選定手続きについて

- ① 指定管理者制度の設定および指定手続は法令、条例、規則等に準拠しているか。
- ② 指定管理料の設定は適切か。
- ③ 指定管理者の事業運営結果に対して適切な評価、監督・指導が行われているか。

(2) 施設の運営・管理について

- ① 施設の設置目的および運営方針に照らした管理・運営の効率的かつ効果的な実
施がなされているか。また、その関連法規等に準拠しているか。
- ② 物品・備品・収蔵品等の財産管理は適正か。
- ③ 入館料等の収入管理、現金管理および決算処理は適正か。
- ④ 契約・支出事務手続は適正か。
- ⑤ 施設管理者または施設管理受託者は事業を効率的に実施しているか。
- ⑥ 施設の(住民1人当たりあるいは利用者1人当たりの)運営コストは適切な水準か。

7. 主な監査手続

(1) 監査対象施設の概要の把握

監査にあたっては、まず教育委員会所管の指定管理者制度導入施設およびいわて県
民情報交流センターの概要を把握するために、各施設の事業の状況、管理の方法、利
用者数の推移および施設委託料、指定管理料の変遷について、教育委員会および地域
振興部の各施設担当者に対する質問、関係書類の閲覧により、確認した。

(2) 指定管理者選定に関する監査手続

県庁において、指定管理者選定委員会議事録、指定管理者募集要項、協定書および契約書、基本協定書等の関係書類の閲覧および、教育委員会および地域振興部の担当者への質問により、指定管理者の選定手続の妥当性や正当性、指定管理業務の範囲の妥当性について検討した。

(3) 県が実施する指定管理者に対する評価、指導および監督に関する監査手続

県庁において、指定管理者に対する評価、指導および監督の方法ならびに内容について、関係書類の閲覧および教育委員会ならびに地域振興部の担当者への質問により確認し、妥当性を検討した。また、県の実施した評価の内容について、各施設への往査により確認した事項との比較や質問により妥当性を検討した。

(4) 各施設への往査により実施した監査手続

- ① 指定管理者に対する質問および施設概要資料の閲覧により施設の概要を把握した。
- ② 近隣の重複施設の有無、コストの発生金額、利用者数や利用率を把握し、県民にとっての施設の必要性を検討した。
- ③ 自主事業の実施状況、利用者の増加数等を把握し、指定管理者の利用者数向上の施策の妥当性を検討した。
- ④ 施設の現場視察を実施し、施設の管理状況や不要な物品の有無を確認した。
- ⑤ 協定書および契約書、基本協定書を閲覧し、指定管理者の実施しなければならない業務を把握し、当該業務が適切に実施されていることを確認した。
- ⑥ 金庫の内容物の確認、現金の実査、管理台帳の閲覧や質問により出納管理の妥当性を検討した。

- ⑦ 固定資産の実査、固定資産台帳の閲覧や質問により固定資産管理の妥当性を検討した。
- ⑧ 契約書の閲覧による契約内容の確認、入札に関する書類の閲覧により、契約方法の正当性、契約内容の妥当性を検討した。

8. 外部監査の実施期間

平成 20 年 6 月 20 日から平成 21 年 2 月 10 日まで

9. 補助者

公認会計士	大立目 克 哉
公認会計士	坂 邊 淳 也
公認会計士	牧 野 成 治
会計士補	浦 野 智 明
会計士補	國 見 琢
会計士補	牧 江 真 弥
その他	阿 部 祐 基
その他	安 藤 歩

10. 利害関係

包括外部監査人および補助者は、いずれも包括外部監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係を有していない。

注：本報告書の利用について

本報告書は要約版であり、一部項目については記載を省略している。したがって、報告書の全内容の理解のためには平成 20 年度包括外部監査の「結果報告書」を参照されたい。

II 指定管理者制度

1. 県での指定管理者選定方法(意見)

指定管理者の選定に当たってはプロセス、手続の公平性、透明性の確保、及びその厳格な運用が必須となる。また、各施設の特性を十分に考慮した選定が行われることが必要である。このような考えの下で、県の指定管理者選定方法には、次のような検討課題があると考えられる。

(1) 指定管理者の申請資格

教育委員会が所管する指定管理者導入施設に対する指定管理者の応募団体は1団体から3団体と少数であるとともに、県立博物館、県営スケート場、県営運動公園の3施設についての応募はそれぞれ以前の管理受託者であった財団法人岩手県文化振興事業団、財団法人岩手県スポーツ振興事業団のみであった。また、指定管理者の選定団体は全施設について以前の管理委託者制度の管理受託者である両財団となり、結果的に民間の活力を活用する指定管理者制度本来の趣旨は達成されたとは言い難い状態であった。その一つの原因として募集团体の要件を県内業者に限定したことが考えられる。今後は、応募資格に地域的な制限を設けず幅広く募集をかけることも検討すべきと考えられる。

(2) 選考基準および審査内容

教育委員会所管の指定管理者制度導入施設においては、すべての施設においてほぼ一律の審査基準により指定管理者が選定され、審査項目については幅広い観点から構成されている。しかし、配点について一律としている施設があることについては改善の余地があるものと考えられる。すなわち、各施設では事業の特性や県が当該施設の運営について求める内容、指定管理者に求める仕様が異なるのであり、それらを一律の配点

基準で評価することには無理があるものと考えられる。今後指定管理者選定の配点については各施設に求められる重点項目についてはより高い配点とすることも考えられるものと思われる。

(3) 指定管理業務の範囲について

① 県営スケート場、県営野球場、県営運動公園、県営体育館、県営武道館

指定管理の範囲は専ら施設管理であり、利用促進については施設のソフト面の充実ではなく広報、接遇改善、苦情対応が主な内容となっている。仮に県として現状のように施設管理に重きを置くのであれば、配点についてはこの点を重視すべきであり、また、各施設での継続的な運動教室の実施といったソフト面に重きを置くのであれば質の高いサービスの提供、すなわち教室運営の実施可能性、運営ノウハウ、当該スポーツに精通した人材の配置等が可能な事業者を選定すべきである。県は各施設についてどのような施設が理想であり、どのようなサービス提供の方向性を考えているのか、まずビジョンを明確にする必要がある。

現指定管理者は、財団法人岩手県スポーツ振興事業団であるが、特別に施設管理についてノウハウを蓄積しているわけでもない。また、スポーツ教室を自主事業として実施はしているが、継続的なものではなくかつ各施設特有の性質を考慮した内容とも言い難い面がある。同財団は、自らのノウハウを生かし、よりよい指定管理者として今後は各施設の本来目的に応じた自主事業を継続的に実施していく等の積極的方策を採っていくことが望まれる。

② 県立博物館、県立美術館

指定管理業務は一般管理業務に限定され、行政・教育機能である学芸部門については財団法人岩手県文化振興事業団に従前どおり委託している。

指定管理業務に学芸部門業務を含めていない理由は①資料の収集・保管・展示、

②調査研究および普及活動、③優れた資料を県民に供する役割という行政・教育機能については県の管理下に置く必要性を認識しているためである。

しかし、現指定管理者の同財団は学芸部門の受託者でもあるように、本来的には美術館・博物館の展示内容の質の向上に関するノウハウは蓄積している団体であると考えられる。しかし、一般管理部門について特に高度のノウハウを有しているとは言い難く、結局清掃、施設管理は外注によるところが大きい。これについては、指定管理者が本来、県立博物館、県立美術館で求められるノウハウを最大限生かせるよう指定管理の範囲を見直す必要があると思われる。

(4) 利用料金制導入の可否について

県立博物館および県立美術館においては利用料金制が採られていない。これは指定管理の範囲が専ら施設管理業務となっており、運営に関する部分はその範囲外とされていることから利用料金制の導入は馴染まないとの考えによるものである。しかし、展示活動事業についてはその一部を指定管理の対象とし指定管理者のノウハウを活用することで、より魅力のある展示がなされ、県民の施設利用促進に役立つ可能性があると考えられる。利用料金制導入のメリット・デメリットを比較衡量し、指定管理の範囲の見直しとともに場合によっては利用料金制を導入することも検討すべきである。

(5) 指定管理者として指定する期間について

教育委員会所管施設の指定管理期間については3年間としている。しかし、3年という短い期間では設備投資・人材育成その他の点を勘案し民間事業者が参入に二の足を踏むおそれがある。今後指定管理者の募集をかける際、指定管理業務を効果的に実行するためにも、場合によっては指定管理期間をさらに長期にする等の見直しを図る必要がある。

(6) 選定委員の選任について

教育委員会が所管する公の施設の指定管理者選定に当たって、指定管理者選定委員会が設置され、5名の委員が選定されている。

選定委員のメンバーは、教育行政分野・芸術文化分野・スポーツ分野・民間分野・NPO分野から1名ずつ選定されており、各分野に精通した外部有識者を選定するという趣旨が図られている。しかし、一部の選定委員については県のOBであり審査の公平性の観点から問題がないとは言えない。今後選定委員会のメンバーは原則として県関係者以外を選任すべきと考える。

また、県民会館においては上記選定委員のうち2名が利害関係者となり3人で評価していた。選定委員は各施設の指定管理者に適合した団体の選定、なおかつ公平・公正な審査のために重大な役割を果たしており、各分野に精通した選定委員のメンバー5人で評価することが大前提である。今後選定委員は各分野から2名を選ぶ若しくは予備の選定委員を選任する必要があると考える。

(7) 選定委員の持点について

教育委員会が所管する公の施設についての指定管理者選定委員は多分野の専門家から選任されており、また、対象施設も教育行政分野、芸術文化分野、スポーツ分野に亘っている。

得点により評価を行う際、各委員の持点は均等であり、評価対象施設の属する分野に専門性を有する委員に対して点数が多く配分されるわけではない。しかし、一般的に当該分野について専門性を有している者が最も施設の管理・運営に必要な事項を熟知しているといえ、点数を多く配分することでより望ましい指定管理者選定とすることができるものと考えられる。

2. 県と指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団との資産管理の明確化について(意見)

(1) 備品の管理について

各施設で備品を購入する場合には、原則として県の支出で行うこととされ県の所有物となる。県会計規則運用通知により物品管理者(指定管理者)は、備品の管理の状況を県が作成した備品管理一覧表に記録するとともに、毎年度6月1日に備品現物との照合を行うこととなっている。

しかし、県営体育館、県営スケート場、県営武道館、県営野球場および県営運動公園において県は備品管理一覧表について、協定時に提示したのみでその後の取得や廃棄を反映した備品管理一覧表を提示していない。また、基本協定書には実査を行うことは明確に定められていない。このため最新の備品管理一覧表に基づく実査が行われておらず、県への結果報告もなされていない。

今後は実査を行い県に報告することを基本協定書において明らかにし、毎年度、備品管理一覧表を指定管理者に提示することが必要である。

(2) 指定管理料または利用料金収入で取得した資産について

基本協定書において、指定管理料または利用料金収入で取得した資産は県の所有とすることとされている。しかし、その範囲は明確に定められておらず、各資産について指定管理料または利用料金収入で取得したのか、自己財源で購入したのかが曖昧となっている。このようなことを防止するために、指定管理料または利用料金収入で取得する資産の範囲を事前に明確にしておく必要がある。

3. 指定管理者制度導入による経費削減効果について(意見)

(1) 教育委員会事務局スポーツ健康課所管施設

教育委員会事務局スポーツ健康課所管施設の委託料または指定管理料の変遷を見ると県営運動公園のように指定管理者制度を採用することによって大幅に指定管理料が低減した施設もあれば、県営体育館のようにほとんど金額に変化がない施設もあり、指定管理者制度導入の効果はさまざまである。一部の施設においては、コスト面に限って見れば指定管理者制度導入の効果が顕れていない施設もある。日常業務、外部委託をしている業務については契約金額等コスト面に無駄がないかを慎重に検討する必要がある。また、新たな設備等の導入に関しては費用対効果を検討したうえで、慎重に意思決定がなされる必要がある。

(2) 教育委員会事務局生涯学習文化課所管施設

教育委員会事務局生涯学習文化課所管施設の委託料または指定管理料の変遷を見ると県立美術館・県立博物館および県民会館についてはコスト削減に一定の効果はあったと言えるが、指定管理者制度導入の効果は表面的なコストの減少のみから捉えることはできない。

また、県立図書館については費用削減の側面からは大きな効果は伺えない。

4. 指定管理者のモニタリングについて(意見)

(1) 県における指定管理者のモニタリングの概要

「公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン」(平成16年7月23日総務部管財課策定)によれば、県は指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合等、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消し、ま

たは、期間を定めて管理業務の全部または一部を停止することとしている。

そこで、施設所管課は、「指定管理者制度導入施設の管理運営に係る評価について」に基づき指定管理者の管理運営状況について履行確認と評価を行い、翌年度の6月末までに結果を公表することとしている。

(2) 管理運営状況評価シートフォームの内容について

指定管理者のモニタリングに使用する管理運営状況評価シートにおいて、施設の利用状況と収支の状況については平成18年度と平成19年度を対比する形式で表が作成されるのみで具体的な増減の把握を実施していない。今後は、利用者数の増加の促進、指定管理料の低減の見地から増減の分析を実施する等、より詳細に指定管理者の継続の可否や改善を要する事項を評価することが望まれる。

(3) 県の評価について

県民会館については改善を要する点はすべての項目で「該当なし」、県立博物館についても運営体制について僅かに要望が記載されているのみで改善を要する点は「該当なし」となっている。通常ではすべての面において改善事項がないとは考えられない。県としては指定管理者に対して監督・助言を行い、連携体制を取ることによって県民に親しまれる施設の維持発展に寄与するためにも業務点検・評価の厳格化により詳細に点検を行う必要があると考える。

5. 管理運営状況評価シートによる各施設の評価について(意見)

(1) 県民会館

指定管理者制度導入により住民サービスの向上という点からの評価は、概ね協定書・

提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績(効果)があり、適切な管理が行われているというものである。

しかし、往査日に指定管理業務に関する基本協定書に規定されている管理物品の実在性を確認したところ所在不明の美術品が多数存在した。県、指定管理者両者ともこのような状況を把握しながら、往査日まで放置しており、県の評価は甘く不適切であったといえる。

(2) 県立美術館

指定管理者制度導入により住民サービスの向上について県から高評価を受けている。特に、研修を実施したことのみをもって、接遇が向上したとされているが、その評価は接遇の実態を確認しなければ評価できないはずである。研修実施を県の求める水準としての評価項目とし、これにより住民サービスの向上が図られると評価することには疑問がある。

(3) 県立博物館

指定管理者制度導入により住民サービスの向上について、利用者アンケートにおいて、サービスや対応がより良くなったという回答が半数近くあったことを評価している。しかし、県立博物館の運営は、指定管理者制度導入前も導入後も財団法人岩手県文化振興事業団が実施しており本質的な指定管理者導入の効果といえるか疑問がある。

(4) 県立美術館、県民会館、県立博物館共通事項

サービスの質の向上のために「管理運営計画」に基づいて実施した施策、およびその効果について評価が行われていない。指定管理者の評価において重要視されるべき項目は、実際に実施した対策およびその効果であり、当該事項を評価項目に含めるべきで

ある。

6. スポーツ施設に対する評価の未実施(結果)

「指定管理者制度導入施設の管理運営に係る評価について」(平成20年4月1日総務部管財課策定)によれば、「指定管理者の管理運営状況について履行確認と評価を行い、翌年度の6月末までに結果を公表すること」とされているが、スポーツ健康課所管の施設について平成19年度の管理運営状況の履行確認と評価を平成20年11月に実施していた。

指定管理者制度はそのモニタリングが実施されてこそ導入の効果を測り、また、事後のさらなる効率的・効果的な運営に資することができるものである。今後導入の趣旨に沿い、タイムリーな適切な評価を実施する必要がある。

III 各施設に関する監査の結果と意見

1. いわて県民情報交流センター

(1) いわて県民情報交流センターの存在意義(意見)

いわて県民情報交流センター(以下「アイーナ」という。)は、平成18年4月に岩手県の中心である盛岡の玄関口に文字通り県民の日常的な情報センター・交流スペースの提供を目的として設置された。その利用率は着実に増加してきており、アイーナの存在が県民に浸透してきたと評価できる。

(2) 施設運営の評価・見直しについて(意見)

平成18年3月に県が作成した「いわて県民情報交流センター(愛称:アイーナ)管理運営計画」(平成20年7月一部改正)によると施設運営の評価・見直しのために第三者評価委員会と運営協議会の設置が計画されている。しかし、県はモニター会議で第三者評価

委員会を代替できるとの理由から、第三者評価委員会の開催をしていない。

しかし、第三者評価委員会は、あくまでも外部有識者による客観的評価であり、モニター会議は、内部的な色彩が否めないことから、当初の管理運営計画により第三者評価委員会の開催の検討が必要である。

(3) 指定管理者からの収支報告について(意見)

アイーナの指定管理者は収支予算書および決算書を県に報告することになっている。しかし、収支予算書および決算書は、共同企業体内部の内部取引が示されているため、各指定管理者(構成員)が指定管理料をどのように使用しているかについては、当該報告書では判読できない。

したがって、収支予算書および決算書は、共同企業体内の内部取引を消去した、共同企業体として計算書を報告するよう改善を求めるべきと考える。

(4) アイーナ施設の利用状況について(意見)

① アイーナ施設の利用状況

ア アイーナ全体の利用率は開館 2 年度目で 11%改善している。なかでも、アイーナホールの改善が著しい。しかし、所得税確定申告のための長期貸出を除いた貸出日数は、平成 18 年度に 146 日、平成 19 年度に 190 日であり、大きく改善はされているもののなお一層の広報活動により利用の促進を図るべきである。

イ 会議室に比べて和室の利用率が低い。その原因を分析し、必要に応じて他の用途に転換することを検討すべきと考える。

② 貸出施設の利用率の目標値の設定について

貸出施設の利用率の目標値の設定がなされていない。収入の増加を図るためには、

施設ごとの利用率の目標値を立て、これに基づいて、収入を予算化し、これと実績とを対比して、予算達成、未達成の要因分析を行うことが重要であるとする。

2. 岩手県立図書館

(1) 図書館の存在意義(意見)

図書館は、平成 18 年 5 月に岩手県庁前からいわて県民情報交流センター内に移転し、同施設が盛岡駅前に存在していることも大きな理由として、利用者数は平成 18 年までは 20 万人程度であったが、移転に伴い 50 万人を超過する程度まで増加している。利用者数の観点では旧図書館からいわて県民情報交流センター内に移転した効果が認められ、存在意義は高まったと言える。

しかし、東北他県と比較し蔵書冊数は多いものの、貸出冊数は少ないので、県民のニーズに沿った調査・貸出のための図書が十分揃えられているか等の検討を行うことにより、より県民にとっての利便性の高い図書館として存在意義を高めるものと期待する。

(2) 物品の管理について(結果)

物品管理者は、備品の管理の状況を備品管理一覧表に記録するとともに、毎年度備品現物との照合を行うこととなっている。照合は行われているとのことであるが、その証跡が残されていなかった。また、現物に物品番号の記載はないことから、管理一覧表と現物との照合は困難な状況である。

備品管理一覧表と現物との照合を行うことは、盗難や資産の流用の防止に有効なものであり、高額な備品も存在することから管理の徹底を図ることが必要である。

(3) 絵画について(結果)

図書館には、絵画が 100 点以上保管されているが供覧の用に付され、または貸出しが行われている絵画は一部であり、多くは倉庫に保管されている。したがって、県立美術館等の収集方針に合致する絵画は所管換えを実施するなど、適正な保管や活用が望まれる。

また、貸出している絵画が管理簿上明らかではなく、備品管理一覧表とは別の管理簿で管理されているものがあり、現物との照合も実施されていなかった。貸出を行っている絵画を管理簿上、明らかにし、定期的な実査が必要である。また、管理すべき資産を明確にするために一元的な管理簿で管理を実施すべきである。

3. 岩手県立美術館

(1) 美術館の存在意義(意見)

美術館は、県にゆかりのある作家の美術品の収集・保存や研究といった役割も求められている。県ゆかりの作家の作品は、県民全体の財産としての価値を有しているものと考えられ、県が積極的に収集・保存・研究することに一定の意義を見出すことができる。

一方、観覧者数の推移について常設展示については、平成 13 年の開館以来減少傾向であるものの、企画展示については、「ピカソ展」等の海外の著名な作家の作品の展示を行うことにより一定の観覧者数を維持している。よって当美術館の存在意義はあるものと考えられる。

(2) 展示室以外の利用状況の向上について(意見)

美術館には展示室以外にホール、スタジオ等がある。平成 19 年度の利用状況は、収容人数 100 人程度のホールは 87 日、収容人数 30 人程度のスタジオは 33 日となってお

り、利用状況が芳しくない状況である。特にホールについては、スクリーン等が設置されており多目的に利用できると想定される。しかし、現状においては美術館主催の公演等に使用しているのみで、一般開放はしていない。今後は県民に利用されるような企画や施設の活用法に加え、一般開放する場合は、利用料金を徴収する等の方策を検討することが望まれる。

(3) 特別展招待券の配布方法の見直し(意見)

① 招待券の配布枚数について

平成 19 年度において招待券を 54,685 枚配布しているが、そのうち使用枚数は 18,018 枚であった。招待券の発行費用は 1 枚当たり 15 円程度かかるものであり、今後は配布先毎の使用枚数について追跡調査を実施し、適正枚数の配布に努めるべきである。

② 配布先について決裁の未実施

一部の配布先について決裁が実施されず担当者レベルで決定されている場合がある。招待券の無料配布は観覧料の免除とも考えられるので、美術館条例に定められているとおり、観覧料免除の決裁をとる必要がある。

③ 配布相手先の検討

県の美術振興を目的として第三者への配布のために、美術館職員および美術館スタッフに対して招待券が分配されている。しかし最終的な配布先、配布枚数について報告義務は課されていない。招待券の配布が美術振興に寄与したかについて確認するためにも招待券の配布先・配布枚数は厳しく管理されるべきものと考えられる。

(4) 実地たな卸の実施および県への報告(結果)

美術館の管理業務に関する基本協定書によれば、「指定管理者は備品台帳を備え、

管理の状況を明らかにしておかなければならない」とされている。

しかし、指定管理者は、備品(事務備品等)に関して平成18年4月1日の基本協定書締結時の管理物件一覧を入手しているのみであり、定期的なたな卸しも実施していない状況である。

備品の取得または処分があった場合には管理物件一覧表を適宜更新し、管理シール等で備品を管理して、年に1度は管理物件一覧表と現物の照合を実施して備品の管理を徹底すべきである。

(5) 委託管理業務に関する契約方法の見直し(意見)

① 見積り合わせの実施について

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は、展示室受付等業務および施設管理業務について随意契約により業務を委託している。随意契約により業者を選定することが妥当であるとしても、例えば指定管理の期間である 3 年を目安に、見積り合わせを実施する等契約金額の妥当性を検証する作業を行うことが望まれる。

② 施設管理業務

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は、本館用冷温水発生機分解整備業務、レストラン用冷温水発生機分解整備業務および中央監視システム制御用パソコン交換業務について随意契約により業務を委託している。当該整備業務等については特定の製造業者の機器等の整備等であることから、随意契約により委託先を選定しているが、当該業務を行い得る複数の業者を選定し、少なくとも見積り合わせの実施により委託先を選定することが望まれる。

(6) 清掃業務における入札業者指名基準(意見)

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は清掃業務について指名競争入札により業者を選定し、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間の委託契約を締結している。ここで、入札業者指名基準に清掃の数値が 82 点以上という項目がある。しかし、平成 17 年度の入札業者指名基準においては、85 点以上が必要とされていた。82 点という数値は前契約業者の点数であり、前契約業者の点数にあわせて基準を操作しているとの疑念を抱かれるおそれがある。

このような疑念を払拭するためにも、例えば、「清掃の数値上位 10 社であることおよび前年度の受託者であること。」など、基準の変数化を排除した基準とするべきである。

(7) 美術館友の会のモニタリングについて(意見)

美術館友の会の会員は美術館条例第 7 条第 3 号の規定に基づき所定回数分、観覧料が免除されている。美術館友の会は、美術館とは別組織であるため、会費については県の収入にはならない。それにも関わらず、このような特典を認めている理由は、友の会の会員が美術館の業務の補助を実施し、また企画事業の開催により来館者数の増加に寄与しているためである。

そのため、県が会員に与えている特典は、県との協働事業の貢献度に見合うものである必要があるが、現在の友の会の活動による美術館への貢献度と比べて過剰ではないかとの懸念があり、友の会の活動内容については定期的にモニタリングを実施し、過剰な特典とならないようにする必要がある。

4. 岩手県立博物館

(1) 岩手県立博物館の存在意義(意見)

近年、博物館利用者数は低迷している。博物館は研究という一面を持ち合わせているが、展示という施設機能について考えると県民の利用ニーズがあつてこそその施設であり、利用者を増加させる方策を採ることが求められる。

パンフレットによる小中学校へのアピール、ホームページでの特別展の紹介等を行っているが、より積極的に特別展等の内容を県民にアピールし集客力を高める工夫をする必要がある。

また展示替え可能な展示物については年間 40 回程度の入替は行っているものの、展示室の配置は開館時から大きな変更はなく展示替えのイメージがない。入館者の満足度を高めるよう展示内容の見直しを図り、県民にとって魅力的に映る展示内容とすることが必要である。

(2) 招待券について(意見)

博物館は特別展を年に 1 回から 2 回程度開催しており、開催に際して招待券を個人・団体に配布している。招待券配布の目的は、主に特別展の広報・宣伝活動と博物館業務への貢献のある個人・団体の労に報いることである。しかし、一方で招待券は入館者にとっては金券であり、有料で入館する県民との公平性の観点からは問題なしとは言い切れない。博物館は公の施設であり、県関係者の施設ではない。一部の県関係者へ招待券を配布する慣行は廃止することが望まれる。

(3) 入館料の減免について(意見)

博物館友の会は博物館とは別組織であるが、同会会員は条例により同会会員証の提

示による博物館への入場が認められている。同会への会費は博物館の収入にならないにも関わらず、会員にこのような特典が認められている理由は、博物館の広報活動や来館者へのサービス提供などを通じ博物館運営に対し多大な貢献をしている点、および博物館チラシ等の発送作業の協力を受け職員の業務が軽減されている点である。

県が会員に与えている特典は、県との協働事業の貢献度に見合うものである必要があるが、現在の友の会の活動による博物館への貢献度と比べて過剰ではないかとの懸念がある。友の会の活動内容については定期的にモニタリングを実施し、過剰な特典とならないようにする必要がある。

(4) 警備・清掃委託業務(意見)

警備・清掃委託業務は指名競争入札により業者選定を行っている。指名競争入札を実施した結果、第1回および第2回はJ社が最低価格を提示したがいずれも予定価格を下回らず、第3回でT社が最低価格を提示し、落札した。しかし、T社が入札書記載内容の錯誤を理由に同日契約を辞退したため、T社に次いで低い価格を提示したJ社が随意契約により当該業務を受託するに至った。

T社の契約辞退は極めて不自然であり、このような場合に、辞退を認めることは、談合の温床となるおそれがあり辞退の理由書を提出させるなど、慎重を期すべきである。また、辞退を申し出た業者には、以降の入札参加資格の取消等の措置を講じるべきである。

(5) 設備管理業務委託(結果)

財団法人岩手県文化振興事業団は設備管理業務について随意契約によりJ社に委託している。またJ社が随意契約の相手先として選定された理由は、同事業団の会計処理規定に則り、「入館者の安全の確保、収蔵資料の管理及び施設の管理に万全を期するためには、業務遂行上損害を生じた場合の賠償能力を備え、かつ開館から25年経ち老朽化した当

館の施設を熟知しており、実績を有する業者を選定する必要がある。」ことによる。しかし、指定管理者制度導入前においては競争入札により J 社以外の業者に業務を委託していた経緯もあることから、J 社のみが業務を遂行する能力がある業者であるとは言い難い。当該規定を適用して随意契約による場合には、他の業者にも遂行可能な業務であるか否かについて慎重に検討することが必要である。

5. 岩手県民会館

(1) 岩手県民会館の存在意義(意見)

県民会館は、昭和 45 年に国民体育大会開催を契機として、芸術文化にも中心的役割を果たす施設を盛岡市の中心部に建設する次第となった。総工費 22 億 9 千 4 百万円を投入し、昭和 48 年 3 月に完成した。

施設のうち大ホールは県内最大規模で、全座席数約 2,000 であり、主な用途としてはオーケストラや劇場等に利用されている。なお、平成 19 年度の大ホールの利用率は 70% 程度と中ホール(約 600 人収容)と同程度の利用率は維持されており県民の芸術文化の振興に一定の役割は果たしていると考えられる。

(2) 会議施設の利用料金(意見)

県民会館には 5 つの会議施設があるが、利用料金は開館時に取り決めた料金を踏襲しており定員人数や面積に基づいて算定されているわけではない。各会議室の利用料金を何らかの指標を基礎として平準化するよう見直することが望まれる。

(3) 財産管理について(結果)

① 実査の実施

指定管理者は、物品の実査を網羅的には実施しておらず、利用者が使用する物品

のみ実査を行っている。管理すべき資産には物品番号等を記入した管理シールを貼り付けるなどして、実査を容易に実施できるようにし、最低限年度に一度は台帳と現物の照合を実施すべきである。

② 指定管理業務に関する基本協定書に規定されている管理物品の実在性

管理物件のうち任意にサンプルを 18 件抽出し、現物との突合を行ったところ 3 件の美術品の現物が確認されなかった。この結果を受けて基本協定書に列挙されている 49 件の美術品全件について調査をしたが 6 件以外は所在不明となっていた。

基本協定書に記載されている管理物件の実在性については、協定書締結時に詳細に検討する必要がある、存在が不明な物品については、直ちに所在を確認する必要がある。

③ 収蔵庫に収蔵されている美術品について

管理物件に含まれる美術品の中には、展示が行われず、県民会館の地下収蔵庫に収蔵されているものがあつた。管理物件は県の財産であり、県民の財産である。これを収蔵庫に収蔵しておくことは、県民の財産を有効に活用していないことになる。

美術品については、県民会館での展示品の入替えや、他の県有施設への所管換えなど、有効に活用することが必要であると考えられる。

(4) 防災設備保守業務委託(意見)

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は防災設備保守業務についてV社に委託している。その内容は消火設備保守業務、救助袋設備保守業務、防災設備保守業務である。

平成 17 年度契約においては、3 つの業務においてそれぞれ随意契約を行っていた。しかし、平成 18 年度からは 3 業務を一本化して 3 社による指名競争入札を実施し、落札した同社が他の 2 社へ再委託している。この状態は、どの業者が落札しようとも再委託に

より結果的に業務が分配され、競争入札が形式化するおそれがあるので委託方法を見直すべきである。

6. 岩手県営体育館

(1) 体育館の存在意義について(意見)

体育館は昭和 42 年に開設された施設であり、その後大きな設備投資は行われていない。現在は、体操・バレーボール等の室内競技の大会や部活動の練習などに使用されているほか、指定管理者主催の自主事業が開催されている。利用率時間帯によって上下するものの、全体として概ね 80%程度と良好であり、県民にとって体育振興、健康管理等の面から身近で親しみのある施設となっている。

(2) 午前中の利用率について(意見)

平成 19 年度の施設の利用状況をみると、平日の 8 時から 12 時までの時間帯の利用率が相対的に低い。現状、フットサル大会やソフトテニス大会を自主事業で実施することにより、利用者を定着させることで利用率の向上を図っている。しかし、これらの自主事業は、平日夜あるいは土日に主に実施されているため、平日の 8 時から 12 時までの時間帯の利用率の向上には直接結びつかない。平日の 8 時から 12 時までの時間帯の利用率を向上させるためには、同時時間帯に高齢者等を対象にしたスポーツ教室等を開催し、これらの利用者層を新規に増加させ利用促進を図ることが望まれる。

(3) 給排水設備保守点検業務(結果)

財団法人岩手県スポーツ振興事業団は、給排水設備保守点検業務を随意契約により Y社に対して委託している。随意契約の理由として「県営体育施設の給排水管経路に精

通していること」等を挙げているが、施設が整備されてからかなり経年しているとはいえ、給排水管経路に関する図面も残っていることから、特定の業者でなければ実施できない業務であるとはいえないものと考えられる。今後は競争入札によって委託業者を決定することが必要である。

(4) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

体育館の管理業務に関する基本協定書によれば、「指定管理者は備品台帳を備え、管理の状況を明らかにしておかなければならない」とされている。

しかし、指定管理者は基本協定書締結時の備品管理一覧表を入手しているのみである。また、管理備品の一部の実査を実施したところ、実物を確認できないものや県の許可なく他施設へ貸し出されているものがあった。さらに、多くの備品について管理シール等がないため備品管理一覧表と現物を照合するのに手数を要した。

以上のことから、定期的な備品のたな卸しは実施できておらず、備品の管理状況を明らかにしているとはいえない。備品の取得および処分に応じて適宜備品管理一覧表の更新を行い、管理シール等で備品を管理したうえで備品管理一覧表と現物の照合を少なくとも年に1度実施し、備品の管理を徹底すべきである。

(5) 施設利用の特別減免について(意見)

体育館利用料は一定の要件による特別減免制度がある。しかし、平成 19 年度の利用者のうち、特別減免適用を受けた施設利用者はゼロであった。その理由として、特別減免対象者になるためのハードルが高いことが考えられる。対象者がいないような減免措置を設けても、体育館の利用を促進するという目的に対して効果が低いと考えられる。利用者にとってより利用しやすい減免の規定を設け利用率の向上を図ることが望まれる。

7. 岩手県営スケート場

(1) スケート場の存在意義(意見)

スケート場は、昭和 48 年の設立当初は、入場者数が 10 万人を超過していたが、平成元年に盛岡市内に盛岡市アイスアリーナがオープンしたことにより、ここ数年は、一般入場者数は 2 万人程度で推移している。スケート場は、400m の公式試合用スケートリンクを所有しているが、オフ・シーズンの利用は僅かに競技選手のローラースケートの練習があるのみである。

フィギュアリンクは盛岡市アイスアリーナがあり、ホッケーリンクについてはホッケー人口の減少により、利用状況が芳しくなく、これらの積極的な存在意義は見出せない。一方 400m の公式用スケートリンクについては、近隣に代替施設が存在しないことから一定の存在意義は認められる。しかし、夏季期間は営業できず、製氷に多額の費用がかかることを鑑みると有効活用の観点から早急に冬季の利用者拡大の施策を採る必要がある。

(2) キッズオンサタデーの開催日と効果について(意見)

スケート場では平成 19 年度から毎週土曜日に小・中学生の入場料を無料としたキッズオンサタデーが実施されている。なお、キッズオンサタデーは県の提案による冬季スポーツ振興策である。

利用者を増加させるためにこのような企画を立案したことは理解できるが、無料開放の実施だけでは、来場者数を増加させるには限界があると考えられる。よって、土曜日・日曜日にある程度の有料入場者数を確保することによって、収入の確保にも努める必要がある。また、無料開放日を設定するだけでなく、利用者増加が見込めるイベントやスケート教室開催等の実施等ソフト面の充実についても検討する必要がある。

(3) 運営業務委託契約(意見)

① 随意契約の理由について

スケート場運営業務は随意契約によりZ社に委託されている。しかし、業務内容については一般的なスケート場管理業務であり、Z社でなければ実施不可能な業務とは言い切れるかは疑問であり、必要に応じて入札を実施することが必要である。

② 予定価格の積算について

平成19年度の運営業務委託契約のうちスケート靴貸出業務に関する積算上の人工数と作業実績人工数には大幅な乖離が生じており、両者を金額に置き換えると2,966千円の過大積算が生じている。今後は前年度実績に基づく積算を実施することが必要である。

8. 岩手県営武道館

(1) 武道館の存在意義(意見)

武道館は、総工費約32億をかけて昭和61年9月に弓道場・相撲場が完成し、武道館の中心施設となる大道場・柔道場・剣道場が平成2年2月に完成した。

このように武道館は、県民の武道向上のために主な武道施設を備えた総合施設となっている。柔道や剣道においては早朝稽古等の事業を実行しており、県民の武道振興に一定の効果は認められる。しかし、現在本来的な武道に関連する自主事業も多くはなく、定期的な教室開催等、更なる武道振興策の採用が期待されるところである。

(2) 早朝の利用状況(意見)

武道館の開館時間は8時から21時までである。このうち、8時から10時にかけての利用率は道場を中心に低い稼働率で推移おり、特に平成20年3月における当該時間の道場利用者数はゼロとなっている。したがって、早朝時間帯に集客力のあがる武道教室を

開催する、または利用料金を下げる等により利用者促進を図ることが必要である。

(3) 大道場の稼働率について(意見)

武道館の主な施設である大道場の稼働率は、冬季は概ね 80%程度を維持しているが、夏季は 50%程度である。この原因としては、冬季は雪等の影響で屋内施設においてテニス等の利用があるものの、夏季は他の屋外施設を利用することが多いことが挙げられる。しかし、夏季の稼働率を高めるような施設利用促進策が採られていないので施設利用率を高める方策を検討することが望まれる。

9. 岩手県営野球場

(1) 野球場の存在意義(意見)

野球場は昭和 45 年に総工費約 5 億 8 千万円をかけて建設されたものである。主な施設としては、プロ野球も開催可能な屋外グラウンドと屋内練習場がある。全国高等学校野球選手権大会岩手県予選の決勝は当施設を利用して実施する等県民から広く親しまれており存在意義は十分に感じられる。

しかし、野球場は建設後 40 年近く経過しており施設の老朽化が他の施設以上に目立つ。利用者の安全を確保するためにも施設の修繕は早急に対処すべき問題である。

(2) 利用料金設定について(意見)

① グラウンド料金と屋内練習場の比較

屋外グラウンドおよび屋内練習場の利用料金の午前中 4 時間の利用料について比較すると屋外グラウンドが 4 割割安となる。確かに屋内練習場は照明施設を使う関係で使用料金が割高になる理由は理解できるが、4 割割安になる根拠は照明代だけでは説明できず不明瞭と考えられる。また、屋内練習場について終日利用料金が一定である

ことは屋外グラウンドが時間帯で料金を変更していることと整合性が図られていない。よって時間帯による料金体系の見直しを含めた検討が必要である。

② 時間帯による利用料金について

屋外グラウンドの学生および生徒の利用料金は、午前、午後は1時間当たり900円、夜間は1時間当たり1,600円と設定されている。また、屋外グラウンドの利用件数をみると午前、午後の利用者数は年間100件を越えるが、夜間は20件程度である。

屋外グラウンドの夜間利用者が少ない理由としては、夜間料金が割高である上に、安くはない照明設備の使用代金を支払うことが原因と考えられる。夜間の利用率を向上させるためにも照明設備料金を考慮した料金体系の見直しを図り、利用率の増加を図るべきである。

(3) プロ野球開催の効果について(意見)

平成19年度はプロ野球について東北楽天戦2試合が開催されており、球場使用料金は小・中・高校生に減免金額相当以上の入場券を主催者が無料配布することを条件に全額減免されている。

このように、県民に対して野球観戦の機会を与えるプロ野球開催の意義は認められる。しかし、全照明のための電気基本料金が年額で1,000万円程度要する等、多額のコストがかかっている。当該コスト以上の経済効果や県民ニーズがあることが必要と考えられるが、県ではその効果については特に検証していない。また、無料配布した入場券についても、使用割合について県や指定管理者では集計しておらず、主催者にも報告を求めている。今後は、プロ野球開催がコスト以上の効果を有しているか検証するとともに、県民ニーズについても調査を行いながら誘致を継続していくことが望まれる。

(4) 雨漏りについて(意見)

県営野球場においては数年前より雨漏りが生じている。しかし、雨漏りについて原因を追究しておらず、対策を検討していない。雨漏りについては放置しておくこと施設の老朽化が早まるおそれがあり、現状において耐震性等が著しく低下しているおそれもある。

したがって、雨漏りの原因や施設の耐震性等について専門家に調査を依頼し、適切な対策を講ずることが望まれる。

10. 岩手県営運動公園

(1) 運動公園の存在意義(意見)

運動公園は、昭和 45 年に建設されたものであり、陸上競技場、野球場等が併設されている複合施設である。現状においては野球場以外の施設については概ね 60%以上を維持しており、利用状況は概ね良好であるといえる。野球場の利用者数が、大きく減少しており、その原因として、土日等大会利用のキャンセルがあったことによると分析しているが、キャンセル待ち利用者の確保等を検討することが必要である。

(2) 交通公園指導業務委託契約(意見)

① 随意契約の理由について

交通公園指導業務委託契約については随意契約によりc社団に委託している。しかし、業務内容は同社団でなければ実施不可能とは言い切れるか疑問があり、仮に専門的能力が必要だとする場合、今後は同社団における実施者が保有する特殊能力について詳細に検討することが必要と考えられる。

② 予定価格の積算について

契約において主任指導員の作業場所が交通公園内のほかに同社団内も認められていることから、人件費の積算については、同社団の本来業務と交通公園指導業務の

内容を明確に区分ができるか疑問であり、過大な積算がなされているとも考えられる。

今後は、①業務実績に基づき精算する、あるいは②仕様書で業務内容を明確に定義した上で積算を行う等の方法によることが望まれる。

(3) 物品の管理不備(結果)

指定管理業務に関する基本協定書により、指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は県に帰属する物品について、適切に管理する責任を有している。しかし、同財団は指定管理者基本協定書締結時において、物品の実査を行ったのみで、その後、定期的な実査を行っていない。また、管理すべき資産を網羅した備品管理台帳が作成されていなかった。

早急に物品の一斉確認を実施し、管理台帳を作成の上、その後定期的に現物の確認およびそれに伴う備品管理台帳の更新を実施していくべきである。

また、指定管理者基本協定書には、物品の実査を行うべきとの条項がない。基本協定書に物品の実査について記載を行い、業務の明確化を図るべきである。

以 上